

広島県告示第十九十三号

令和四年広島県告示第百四十三号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように変更する。
変更する制限区域の別図は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所において縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

広島県知事 横田 美香

(略)		広島港		港湾名	変更後
(略)	(略)	海田地区	(略)	地区名	
(略)	(略)	海田マイナス五メートル岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の※別ル岸壁	(略)	施設名	制限区域
(略)	(略)	図に示す水域	(略)	広島港	港湾名
(略)	(略)	海田地区	(略)	地区名	変更前
(略)	(略)	海田マイナス五メートル岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の※別ル岸壁	(略)	施設名	
(略)	(略)	図に示す水域	(略)	広島港	港湾名

※改正箇所 … 別図に示す水域を変更する。